

## 中央大学（大学院法務研究科）及び学習院大学（法学部）の法曹養成連携協定の変更協定

中央大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と学習院大学法学部（以下「乙」という。）は、令和6年3月1日付5文科高第1900号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

### （甲の変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

- 一 令和7年4月1日より、法科大学院の入学定員の定員を200名から160名に変更する。
- 二 特別選抜の募集人員（5年一貫型）の定員を45名から40名に変更する。
- 三 特別選抜の募集人員（開放型）の定員を45名から20名に変更する。

### （効力の発生）

第2条 本協定は、法第7条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和7年2月19日

甲 中央大学  
学長 河合 久  
上記代理人中央大学大学院法務研究科長

小林 明彦

乙 学習院大学  
学長 遠藤 久夫  
上記代理人学習院大学法学部長

飯田 芳弘

## 中央大学（大学院法務研究科）及び学習院大学（法学部）の法曹養成連携協定

中央大学（以下「甲」という。）と学習院大学（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の機能を活用して実践的な連携協力をを行い、体系的・一貫的な教育課程を通じて、両者の法曹養成に寄与することを目的とするものである。

### （法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 中央大学専門職大学院学則第3条に規定する甲の法務研究科法務専攻（以下「本法科大学院」という。）
- 二 連携法曹基礎課程 学習院大学法学部法学科履修規定§1110(5)に規定する乙の法学部法学科法曹コース（以下、「本法曹コース」という。）

### （法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙1のとおり定める。

### （法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

### （本法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

2 乙は、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生（以下「早期卒業志望者」という。）が当該認定を受けることができるよう、各早期卒業志望者に、学修その他の就学に関する指導を行う学修指導教員を付し、当該学生が履修する演習の担当教員をもって充てることとする。

### （甲の乙に対する協力等）

第6条 甲は、本法曹コースにおいて、本法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力をを行うものとする。

- 一 本法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹コースの学生に対し、本法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること
- 二 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 2 甲及び乙は、本法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。
- 3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者の選抜方法)

- 第7条 甲は、本法曹コースを修了して本法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。
- 一 5年一貫型選抜 論文試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜
  - 二 開放型選抜 論文試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜
- 2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙4のとおりとする。

(本協定の有効期間)

- 第8条 本協定の有効期間は、2024年4月1日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に對し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。
- 2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反したときの措置)

- 第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相當に期間を定めてその改善を申し入れることができる。
- 2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由があるときは、この限りではない。

(協定が終了する場合の特則)

- 第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲若しくは乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時点において、現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了するときに、終了するものとする。

(協定に定めのない事項)

第11条 甲及び乙は、本協定に定めない事項であつて本協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

2 前項にかかわらず、甲及び乙は、その合意により、本協定を変更することができる。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

2023年12月20日

甲

中央大学学長（代理人）  
中央大学大学院法務研究科長

乙

学習院大学学長（代理人）  
学習院大学法学部長

小林 明彦

飯田 芳弘

<別紙1>

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設するため、次のように本法曹コースの教育課程を編成する。

本法曹コースは、既存の法学科カリキュラムの一部として設けられているため、法学科のカリキュラムポリシーを前提とする。

そのうえで、本法曹コースは、法科大学院における学修に円滑に接続するため必要な基礎的な学識及び能力を修得することができる科目編成とする。具体的には、法律基本科目に重点を絞り込んだカリキュラムを履修するプログラムを提供することで、学習院大学大学院法務研究科（法科大学院）等との連携に基づく5年一貫教育を実施する。学習院大学法科大学院の未修1年次生向けの必修科目である法律基本科目に対応する本法曹コース開講科目は、すべて必修科目とする。（必修科目の構成は、連携協定の拡大に応じて見直す。）

本法曹コース登録者は、1年次において憲法I、民法I、刑法Iを学修し、法律基本科目の体系的な学修の基礎を身につける。2年次からは、民事訴訟法、刑事訴訟法を必修科目、商法、行政法を選択必修科目として、段階的に学修し、実定法の基礎的な考え方の定着を図る。

本法曹コース登録者は、以上のような本法曹コースにおける学修を通じて、法科大学院未修1年次に修得すべき基本法律科目の全内容を習得できる。これに加えて、本法曹コース登録者は、法学科の開設する法曹志望者向けの「特設演習（法曹志望者のための○○入門）」「演習（応用○○法）」を履修することによって、少人数かつ双方向・多方向で、法学や各法分野についての円滑な導入教育を経て、論証・論述による具体的な事例解決の実践を応用的に行える能力を、より高めることができる。法曹志望者のための特設演習としては、「法学入門」「憲法入門」「民法入門」「刑法入門」「民事訴訟法入門」「刑事訴訟法入門」等が、応用演習としては、「応用憲法」「応用民法」「応用刑法」「応用民事訴訟法」「応用刑事訴訟法」等が提供される。

## 2. 乙の法曹コースの教育課程

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	通年	憲法 I	4				
		民法 I	4				
		刑法 I	4				
	前期						
	後期						
2年	通年	憲法 II	4	商法 I	4		
		民法 II	4				
		民法 III	4				
		刑法 II	4				
	前期			行政と法	2		
	後期	民事訴訟法 I	2	行政法 I	2		
		刑事訴訟法 I	2				
3年	通年			民法 IV	4		
				商法 II	4		
	前期	民事訴訟法 II	4	行政法 II	2		
		刑事訴訟法 II	2				
	後期			判例行政法	2		
合計			38			※1	

※1 合計 12 単位以上の修得が必要

＜別紙2＞

乙の法曹コースにおける成績評価の基準

評価	成績通知書の表示	評価の割合
100-90	S	10%以内
89-80	A	30%程度
79-70	B	60%程度
69-60	C	
59-0	F	

【評価基準及び評語の意味】

S：卓越水準（想定した到達目標を超えるパフォーマンス）

A：目標到達水準

B：到達途上水準

C：単位認定下限

F：単位不認定水準

【GPA 算出方法】

Sの単位数×4+Aの単位数×3+Bの単位数×2+Cの単位数×1+Fの単位数×0の合計を、総履修単位数で除し、小数点以下第4位を四捨五入して第3位までの値を取ることで算出する。

### ＜別紙3＞

#### 乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

##### 法学部法学科早期卒業・法曹コース修了認定運用細則

2022年〇月〇日 法学部教授会承認

##### (趣旨)

第1条 この細則は、学習院大学学則第49条第2項の規定に基づき、学習院大学法学部法学科に3年間在学した者に卒業の認定を行うこと(以下、「早期卒業」という。)および法学部法学科法曹コース修了の認定を行うことに関し必要な事項を定める。

##### (早期卒業・法曹コース修了の要件)

第2条 早期卒業資格のある者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 3年次終了時において、法学部法学科の卒業に必要な所定の授業科目の単位をすべて修得していること。
- (2) 3年間を通じたGPAが3.000以上であること。

2 法曹コース修了資格のある者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 法学部法学科の卒業に必要な所定の授業科目の単位をすべて修得していること。
- (2) 法曹コース修了に必要な所定の授業科目の単位をすべて修得していること。
- (3) 在学期間を通じたGPAが3.200以上であること。

##### (早期卒業・法曹コース修了の手続)

第3条 早期卒業を希望する者は、前条第1項の要件を満たす場合、法学部長に早期卒業認定の申請を行うことができる。法学部長は、法学部教授会の承認に基づいて早期卒業を認定し、学長に報告する。

2 法曹コース修了を希望する者は、前条第2項の要件を満たす場合、法学部長に法曹コース修了認定の申請を行うことができる。法学部長は、法学部教授会の承認に基づいて法曹コース修了を認定し、学長に報告する。

##### (法曹コース修了見込証明書の交付)

第4条 法曹コース修了を希望する者であって第2条第2項の要件をすべて満たす見込みの者は、法学部長に所定の申請書を提出し、法曹コース修了見込証明書の交付を受けることができる。

##### (早期卒業・法曹コース修了の時期)

第5条 早期卒業および法曹コース修了の時期は、3年次の3月とする。ただし、法学部長

が法学部教授会の承認に基づいて正当な理由があると認めた者については、法曹コース修了の時期を、4年次の3月とすることができます。

(早期卒業・法曹コース修了の手続の停止)

第6条 早期卒業を希望する者が早期卒業の申請を取下げた場合または第2条第1項のいずれかの要件を満たさなくなった場合には、早期卒業認定の手続を停止する。

2 法曹コース修了を希望する者が法曹コース修了の申請を取下げた場合または第2条第2項のいずれかの要件を満たさなくなった場合には、法曹コース修了認定の手続を停止する。

(所管部署)

第7条 この細則に関する事務は、学生センター教務課の所管とする。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、法学部教授会が行う。

附則

第1条 この細則は、2023年4月1日から施行する。

第2条 この細則は、2022年度入学者から適用する。

## ＜別紙4＞本一貫教育プログラムを修了して本法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

第7条第2項の入学者選抜の実施に関する事項は、次のとおりとする。

なお、以下において「法曹基礎課程」とは、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条に基づき、いずれかの法科大学院との間で法曹養成連携協定を締結した大学に設置された連携法曹基礎課程をいう。

### 【入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）について】

中央大学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）では、「實地應用ノ素ヲ養フ」という本学の教育理念に基づき、高度な識見と素養を有し、多様な分野で活躍できる法曹を養成することを目指し、明確な将来目標をもつ人材を受け入れます。

入学者選抜に当たっては、志願者が、一般的な教養を備えていることに加え、大学における法曹コースでの教育を通じて専門的な学識を十分に修得してきたか否かを重視しつつ、法曹としての資質・能力を総合的に評価します。

#### 1 5年一貫型選抜

##### （1）対象者

甲と法曹養成連携協定を締結している大学（以下、「協定関係にある大学」という。）の法曹基礎課程に在籍する学生

##### （2）出願資格

出願時において、以下の条件を全て満たす者

- 1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程3年次以上に在籍し、修了する見込みである者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲に正当な理由があると認めた者
- 2) 翌年3月31日までに協定関係にある大学を卒業を標準修業年限以内で卒業する見込みである者。もしくは、標準修業年限を超過して卒業する見込みであるが、甲が正当な理由があると認めた者
- 3) 甲が指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者。もしくは、修得した者

##### （3）募集人員

40名（地方大学出身者専願枠5名を含む〔注2〕）

##### （4）入学者選抜の実施時期

入学前年度の7月以降に実施する（詳細は、各年度に公表される『入学者選抜要項』の記載に従うものとする。）。

##### （5）選抜方法

下記項目を総合的に評価して合否を判定する。

- ①在籍する大学における成績
  - ②上記①以外の提出書類（志願者調書、任意提出資料〔注3〕）
  - ③甲法学既修者コース5年一貫型選抜において実施する面接試験の成績
- (6) 開放型選抜及び一般選抜への出願
- 開放型選抜及び一般選抜との併願を妨げない
- (7) 入学資格
- 翌年の4月1日時点において、以下の条件を全て満たす者
- 1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程を修了している者
  - 2) 協定関係にある大学を卒業した者
  - 3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について単位を修得した者

## 2 開放型選抜

- (1) 対象者
- 法曹基礎課程に在籍する学生
- (2) 出願資格
- 出願時において、以下の条件を全て満たす者
- 1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程3年次以上に在籍し、修了する見込みである者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲に正当な理由があると認めた者
  - 2) 翌年3月31日までに協定関係にある大学を卒業を標準修業年限以内で卒業する見込みである者。もしくは、標準修業年限を超過して卒業する見込みであるが、甲が正当な理由があると認めた者
  - 3) 甲が指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者。もしくは、修得した者
- (3) 募集人員
- 20名
- (4) 入学者選抜の実施時期
- 入学前年度の7月以降に実施する（詳細は、各年度に公表される『入学者選抜要項』の記載に従うものとする）。
- (5) 選抜方法
- 下記項目を総合的に評価して合否を判定する。
- ①在籍する大学における成績
  - ②上記①以外の提出書類（志願者調書、任意提出資料〔注3〕）
  - ③甲法学既修者コース開放型選抜において実施する法律科目試験の成績
- (6) 5年一貫型選抜及び一般選抜への出願
- 5年一貫型選抜及び一般選抜との併願を妨げない

## （7）入学資格

翌年4月1日時点において、以下の条件を全て満たす者

- 1) 法曹基礎課程を修了している者
- 2) 大学を卒業した者
- 3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）の単位を修得した者。ただし、法曹基礎課程（「協定関係にある大学」を除く。）の設置科目が甲が「注1」で指定する法律基本科目の範囲を充足していないと認められる場合は、別途実施する試験に合格することを求ることとする。

## 3 一般選抜

### （1）入学者選抜の方法等

入学者選抜の方法等については各年度に公表される『入学者選抜要項』の記載に従うものとする。

注1：甲が指定する法律基本科目及びその範囲は下表の通りである。

科目	範囲
憲法	憲法全般
民法	民法全般
刑法	刑法全般
民事訴訟法	民事訴訟法全般
刑事訴訟法	刑事訴訟法全般
商法	会社法
行政法	行政法総論および行政救済法

※開放型選抜における出願資格・入学資格において「行政法」の修得は必須としない。

注2：法科大学院を設置していない地方大学の法学部等に在籍している学生の場合、学業成績が優秀でかつ法曹を目指す意欲が高い場合であっても、さまざまな理由から法科大学院への進学が事実上、困難になっている。このような状況等に鑑み、複数の地方大学との間で連携協定を締結し、連携先の法曹基礎課程から学生を受け入れることを想定して5年一貫型選抜に地方大学出身者専願枠を設定する。

注3：任意提出資料は以下の通りである。

- ①外国語能力試験の証明書類
- ②国家資格の取得を証明する資料
- ③上記②以外の公的な資格の取得を証明する資料
- ④推薦状
- ⑤上記以外の志願者調書記載事項に関連する資料